

平成24年2月3日



各 位

会社名 株式会社 ECI
代表者名 代表取締役社長 小野 稔
(コード番号 4567 名証セントレックス)
問合せ先 専務取締役経営管理部長 角 政樹
電話番号 044-201-8461

第13回新株予約権(MSワラント)の行使価額の修正に関するお知らせ

当社が平成23年12月2日付に発行いたしました第13回新株予約権(MSワラント)について、新株予約権の発行要項に基づき、下記のとおり行使価額を修正いたしましたので、お知らせいたします。

記

1.行使価額の修正

新株予約権の名称	未行使残存個数	現行の行使価額	修正後の行使価額	行使価額の決定日
株ECI第13回新株予約権	130個	5,085円	4,815円	平成24年2月3日

2. 修正後の行使価額の適用日

平成24年2月6日

3.修正の事由

新株予約権の発行要項に規定された以下の行使価額の修正条項の適用によるものです。

*行使価額の修正:本新株予約権の割当日以降の毎週金曜日(以下、「決定日」という。)の翌取引日以降、決定日(ただし、決定日に終値(気配値を含む。以下同じ。)のない場合又は決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の終値のある取引日とする。以下同じ。)の株式会社名古屋証券取引所(以下、「取引所」という。)における当社普通株式の、当該日において有効な行使価額と当該日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(1円未満切捨て。以下、「基準価格」という。)を比較し、基準価格が行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額を当該基準価格に修正する。なお、第11項で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後の行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、基準価格が当初行使価額の55%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、第11項による調整を受ける。以下、「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、基準価格が当初行使価額の200%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。ただし、第11項による調整を受ける。以下、「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とする。

以上